

ファイトバック！ No.7

ファイトバックの会ニュースレター

2008年1月31日発行

館長 雇止め
バックラッシュ
●●● 裁判

編集／発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル 1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp/> ■ blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email: fightback@hh.fem.jp

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

高裁控訴審第1回に傍聴 を！

2月26日(火)10:00～ 74号法廷



「控訴にむけての大阪報告会」2007年12月8日（ドーンセンターにて）



ファイトバックの会の皆さま 本年もどうぞよろしく申し上げます



昨年は、物心両面にわたってのあたたかい応援、大阪地方裁判所への傍聴、弁護士団解説付き交流会への参加、三井原告報告会開催、再三お願いした裁判所に対する抗議のハガキ、「天高く怒り燃ゆるデモ」…。数々の大事業にご協力頂きまして本当に有難うございました。

一審は原告の敗訴でした。公権力（被告豊中市）に擦り寄った裁判官の保身優先主義ともいえるお粗末な判決文でした。怒り心頭に達しました。

私たち女性がこんな判決を黙って許せば、非常勤雇用者の使い捨てはもとより、バックラッシュ勢力の悪辣非道な行いが野放しになってしまいます。泣き寝入りせずに提訴に踏み切った少数の人たちが勝ち取った過去の勝利すら一挙に後退させてしまう恐れすらあります。

弁護士団と原告三井さんの心の痛み、悔しさ、怒りは言葉に表せないほどです。しかし、その怒りを闘志の炎に替えて燃やそうと、三井さんは控訴に踏み切りました。

職場で、正規職員と同様の仕事をしながら、吹けば飛ぶような不安定な待遇を余儀なくされている非常勤雇用。その多くは女性が担っています。こうした女性たちの悲痛な叫びを背に受けて、舞台は高裁に移ります。もう一つの問題は、地方

議会や女性センターを吹き荒らしているバックラッシュ勢力の攻撃。それに決して負けてなるものか、と願う全国の声です。私たちファイトバックの会は、決意も新たに引き続き高裁勝利へ向けて三井マリ子さんの支援をしていきます。

控訴と決まって後、私たちは、「控訴審に一人でも多くの声を届けよう！」とみなさまにお願いをしました。昨年暮まで、50人ものかたがたから三井さんの元に陳述書として届けられているということです。三井さんは、女性たちの苦難に満ちた生き方や差別されてきたしんどさが、その一通一通から伝わってきて、涙なしでは読めない、と語っていました。その多くが、弁護士団の「控訴理由書」とともに高裁に届けられ、裁判長がこの裁判の意義を感じてくれることを願っています。

女の運動には感動がつきものです。ニュース印刷や発送作業に汗流した日々、駅や街でチラシ配りをしたあの人この人、看板や横断幕作成の中で生まれた友情、交流会への美味しい差し入れの品々、「女はみんな生きている」を声高らかに歌ったデモ行進…。この勢いを来年はいつそう燃やそう、と一同張り切っています。

最後に度重なってのお願いで申し訳ないのですが、資金難のため新年早々にカンパをしてくださいますよう切にお願いします。

二審勝利へ向けて、ファイトバック！！

上田 美江（ファイトバックの会代表）

年頭にあたり

三井 マリ子

ファイトバックの会の皆さま、これまでの絶大なるご支援に心から御礼申し上げます。おかげさまで第2審に向けて船出をすることができました。今年もどうぞよろしく願い申し上げます。

大阪地方裁判所の結果は、「10発殴られたのならなんとかするが、たかが5、6発じゃないか、我慢しろ」というような判決でした。嘘の限りを尽くして私の首を切った豊中市が「無罪」となるようでは、非常勤職は使い捨てのされ放題になってしまいます。

高等裁判所に控訴した後、年末ぎりぎりまで、あらたな証拠書類をまとめる作業をつづけてきました。重要な証拠となる陳述書が、全国から寄せられました。できることなら封印してしまいたい苦悩の日々を思い出し、文章にしたためてくださった50人の方々に、なんとお礼を申し上げていいかわかりません。尊敬と感謝の気持ちでいっぱいです。

2年前、私は、「女性労働の搾取を告発する日」という集会を開催したいとい

う提案をしました。まだ実行できていませんが、お一人お一人の陳述書にこめられた貴重な証言を読ませていただきながら、これは氷山の一角だ、「女性労働の搾取を告発する日」は、ぜひとも実現させなければとの思いを強くしました。

個人的には、敬愛する師、友人、連れ合いの母の逝去に接し、辛い年でもありました（弁護団のおひとり・故中島通子さんは偉大な師そして闘う友でした）。みなさまのご健康をお祈りし、バージニア・ウルフの言葉をお贈りします。

「あなたが亡くなったことによって、私たちは、生きることの大切さをさらに思い知ることになる。

バージニア・ウルフ(訳・三井)

Someone has to die in order that the rest of us should value life more. —Virginia Woolf」

大阪高等裁判所に提出する証拠として書いていただいた陳述書は50通近くになりました。年末の超多忙な中、本当にありがとうございました。

弁護団の皆さまが、「今の日本の働く女性が置かれているすさまじい現状や行政のひどさが非常に克明に表現されており、本にして多くの人に読ませたい」と感動しておられました。下記は全国から寄せられた陳述書の内訳です。(控訴人 三井)

テーマ	数
非常勤	14
女性センター	13
すてっぷ	13
男女共同参画	2
バックラッシュ	5
指定管理	1
	48

大阪	21	高知	1
兵庫	5	徳島	1
京都	2	富山	1
滋賀	2	秋田	1
東京	4	山口	1
千葉	2	宮城	1
北海道	2	愛知	1
広島	2	イギリス	1
		計	48

天高く怒り燃ゆるデモ！

支援の輪、ひろがる「館長雇止め・バックラッシュ裁判」

07年11月16日、地裁の判決に抗議するデモを行いました。全国から80人以上が集まりました。肌寒い秋の空の下、思い思いのスタイルの女たち男たちが、地裁の回りで怒りの声を上げました。「不当判決許さない！」「非常勤の使い捨て反対」「女だって、派遣だって、非常勤だって、みんな生きている！」「生きなきゃならないから、働きたい！」「理由なき首切り反対！」「不当判決許さない！」「許さないから闘うよ！」「非常勤労働は21世紀の奴隷だ」「こんな首切り絶対許せない！」「山田裁判長聞いてますか」

歩いている人から「がんばってー」「それ、わたしのことやん」と声がかかりました。ビルの窓から、女性社員が手をふってくれました。「非常勤ってなんやねん」という高校生がいました。デモ参加者は「やー、20代の頃を思い出して、よかった」「楽しいね、やみつきになりそう」。

近くで働いている人が休憩時間に飛び入り参加もありました。MASAのサックス、阿部ひろ江さんのギター、歌あり、車いすあり、ベビーカーあり、ベネチアの仮面あり…。ドラマに満ちた2時間を終えました。

この日のために、横断幕やチラシを作って準備をしてくださった皆さん、忙しい中を駆けつけてくださった皆さん、本当にありがとう！ 注目度抜群でした。

全国から届いた皆さんの抗議ハガキ 220枚は確かにデモ後、山田裁判長に届けたことを報告します。



手のひらを青空に 替え歌作詞：三木草子

女はみんな 生きている
生きているから 負けないよ
不当判決 許さない
許さないから 闘うよ
手のひらを青空に 伸ばしてみよう
闘う力が わいてくる
女だって 派遣だって 非常勤だって
みんな みんな 生きているんだ
生きているんだ



「公正さに疑念があっても、違法ではない？」

行政免罪の不当判決

～館長雇止め・バックラッシュ裁判～ 弁護士 宮地光子

三井マリ子さんは、高校の教師から都議会議員に転身した経歴をもつ、著名なフェミニストである。2000年春、三井さんは、豊中市の男女共同参画推進センター「すてっぷ」の初代館長の公募に挑戦し、60人の応募者の中から選ばれた。「すてっぷ」は、豊中市が出資して設立された財団が運営する施設である。

その後3年近く、三井さんは、それまでの豊富な知識と経験を生かし、館長として献身的に働き、豊中市からも評価される実績をあげた。ところがそんな彼女を、豊中市は僅か3年半で館長の座から追放した。男女平等の流れに逆行する「バックラッシュ」勢力(注)が、豊中市や「すてっぷ」を攻撃するようになったためである。

三井さん追放のためには、手の込んだ「組織変更」まで行なわれた。豊中市は、秘密裏に、財団の非常勤館長職をなくし、館長を常勤にすることを画策した。そして非常勤館長であった三井さんには、契約期間の到来を理由に雇止めを予告した。その一方で、新設する常勤館長の採用手続きを、これまた秘密裏に進め、豊中市のH部長は、他市の男女共同参画センターで働くKさんに対して、「すてっぷ」の常勤館長職への就任を説得していた。2004年2月に開催された「組織変更」を可決する理事会の直前に、事の成り行きを知った三井さんは、常勤館長に応募する決意をする。あくまで「すてっぷ」の館長として仕事をする可能性にかけたのだ。

三井さんの常勤館長職への応募によって、財団は、選考委員会を設置して、採用選考を行なわざるを得なくなった。しかし選考委員会には、豊中市のH部長が堂々と委員として居座っていた。三井さん排除のために、中心になって動いていた人物が委員を務める選考委員会で、公正な採用ができるわけがない。予想通り三井さんは、常勤館長の採用からも排除された。

「男女共同参画推進センター」という女性の地位向上を目指すべき機関において、「有期契約・非常勤」という、女性に共通の「弱い立場」を利用して人権侵害がなされたのだ。三井さんは、2004年12月、雇止めと採用拒否は違法であるとし、それによって被った精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて裁判に立ち上がった。裁判では、豊

中市のH部長がKさんに対して「三井さんは、常勤は無理と言っている。あなたしかいない」と嘘までついて、常勤館長に就任するよう説得工作を続けてきた事実も明らかになった。

ところが大阪地裁民事5部(山田陽三裁判長)は、2007年9月12日の判決で、三井さんの請求を全面的に棄却した。判決は、三井さんの雇用契約について、更新されることが法的な権利と構成できるものではないと雇止めを合理化した。そして組織変更が、三井さんに秘匿されて進められた不自然さを認定しながら、バックラッシュ勢力の攻撃に屈した組織変更であることを認定しなかった。

さらには豊中市のH部長が、三井さんとKさんを選考対象とする選考手続きに関与したことについて、「公正さに疑念を抱かせる事情といわざるを得ない」と認定しながら、「H部長が選考委員となることによって、選考結果に何らかの影響を与えたような形跡は窺えない」から「本件不採用において、原告に対し慰謝料を支払わないといけない程度の違法性があったと認めることはできない」とした。

これでは、採用で不公正な扱いを受けた疑惑がどれだけ強くても、選考委員会に盗聴器でも仕掛けておかないかぎり、裁判には勝てないということになる。三井さんは、怒りをこめて控訴した。

住友電工の男女賃金差別事件では、一審判決が、昭和40年代の男女別採用は「憲法14条の趣旨に違反するが、公序良俗には違反しない」という、市民には理解しがたい論理で原告を敗訴させたが、高裁では、逆転勝利和解が実現した。三井さんに対してなされた今回の判決も「公正さに疑念を抱かせるが、違法でない」という、これもまた市民には理解しがたい論理だ。高裁で逆転勝利を実現させるために、ひとりでも多くの方がこの裁判に関心をもって下さり、裁判所にその思いを届けて下さる事を期待したい。

注) バックラッシュ勢力・・・男女平等の流れに逆らい、「男は仕事、女は家庭」「男は強く、女はつつましく」などといった社会的な性差を再び強化しようとする勢力。豊中市では、北川悟司元議員が、その中心的な役割を果たして、豊中市・財団職員に対する攻撃を行っていた。

出典：女性共同ニュースレター Vol. 13

フリークさんありがとう、さようなら！

女性解放運動の喫茶25年の歴史に幕

関西の女性解放運動の歴史が香るスペースとして、大勢の女たちから愛されてきた喫茶「フリーク」が、11月25日、25年の歴史に幕を下ろした。

フリークは、梅田から阪急宝塚線に乗って豊中駅で降り、5分ほど歩いた小路にある喫茶店だ。ドアを開けると、ジョージア・オキーフ、ソウルでの女性会議、イブセンの女たち、などのポスターが目飛び込んでくる。カウンターの向こうで、店主の和田明子さんが静かにコーヒーを入れてくれていた。

そこは、女たちになくてはならない空間だった。ジュディ・シカゴのディナーパーティを記録した監督ジュディ・アービングや、反戦運動家のレベッカ・ジョンソンなどパワフルな女たちが世界中からやってきては、女たちによる文化の創造を語り合った。

男性上司の無理解に悩む女たちが相談にやってきました。夫に殴られた女性が駆け込んできた。レズビアン・グループが定期的会合を持った。選挙に挑戦する女性候補者の対策本部となったこともあった。

「70年代の頃は男性のほうが多かったのよ、ハ、ハ、ハ」と和田さんは笑いながら、なつかしように話す。髪の毛の長い若者たちのたまり場だった。

和田さんが、自宅の一部を改装してフリークを開店したのは1972年。ベトナム反戦運動が全世界に広がったころだ。79年いったん閉店したものの、女たちがちょっと立ち寄る場がほしかった和田さんは、82年秋に「女のコーヒーハウス」として再開した。以来、コーヒー1杯で、女性の人権、性の問題、女性の芸術、食品の安全、原発問題などを語りあえる場となった。ときには女たちのグループの作り方について夜を徹して話し合ったこともあった。家父長制に支えられた家族とは無縁の場だからこそ、女たちは本音を出しあえた。女たちの運動グループが外に向かって情報発信するとき、一番ほしいのが連絡先だ。男性なら、職場や、労働組合や、政党や、行政関

連や、地域・家庭などのどこかを連絡先にするができる。しかし、既存の世界そのものに叛逆する女たちにとって、自由に使える場はどこを見渡してもない。そこで、フリークは女性解放運動の連絡先を買って出た。たくさんプロジェクトやイベントが、フリークを連絡先として使った。



11月25日で閉店するフリークのカウンターに立つ和田明子さん

90年代末、フリークはDV被害者の駆け込み寺になった。和田さんは、家庭内で夫や恋人から殴られる女たちの盾になった。そして、行政に対して「暴力を受けた女性たちが駆け込めるシェルターを作れ」と申し入れた。「ストップDV・とよなか」というグループの代表もつとめることになった。

和田さんは、豊中市の女性センター構想が持ち上がったとき、女性センター内にシェルター的施設を、と強く要望した。2000年秋、豊中駅前に50億円以上もかけて新設された「すてっぷ」という名の女性センターができた。立派な施設に、有名な講師の講座が組まれ、市民は無料で参加できるようになった。しかし相談機能はできたものの、和田さんが最も望んだDV被害者のシェルター的機能はなかった。

「すてっぷ」という公的施設ができて、フリークの役目はなくなるどころか、さらに大きくなった。「すてっぷ」で働く非常勤職員（全員女性）が待遇の悪さについて相談を持ちかけてきたこともあった。

フリークは、「すてっぷ」を時には批判し、

時には支えつつ、補完的役目を担うことになった。だからこそ、和田さんは、2003年末、筆者のすてっぷ館長職継続が危ういということを知り、三井館長の続投を」と市長や財団理事長に要望する動きの先頭に立ってくれた。その後、筆者はすてっぷ館長の座を追われ、1年後、市と財団を相手に大阪地裁に、雇用継続を断られたことの不当性を訴えた。原告の私を励ますための会が最初に開かれた場所、それがフリークだった。

和田さんは「老朽化した自宅を全面改造しなくてはならなくなって、それをきっかけに思い切って店を閉じる決断をしました」と言う。

アメリカの文化人類学者マーガレット・ミードの言葉がフリークに掲げられている。

深く関わる、思慮深き小グループこそが世界を変える。

実際、変えてきたのはその人たちだけだ。

(原文英語、筆者訳)

フリークを25年間維持してきた和田明子さんこそ、日本の女性解放運動になくてはならない存在だった。

三井マリ子

女性施設:絶えぬ労使紛争

男女平等が目的なのに…低賃金で不安定



自治体の女性センターや男女平等のための公益法人で、解雇をめぐる訴訟が続いている。賃金が安い女性職員の活用で財政難を乗り切ってきたが、「男女平等が目的なのに、女性の低賃金を利用するのは納得できない」との不満が募っていることが背景にある。女性施設の建前と実態の矛盾を打開する道はあるのか。(編集委員・竹信三恵子)

出典:『朝日新聞』2007年12月29日より抜粋

1年契約で館長 常勤導入で失職「非常勤使い捨て」に反発

大阪府豊中市の女性センター「すてっぷ」館長だった三井マリ子さんは04年、「不当に解雇された」と、市などに損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。女性政策研究家で元都議の三井さんは00年、公募で館長になり、非常勤の1年契約で働いてきた。04年、館長職が常勤になり、別の館長が採用され失職した。男女平等講座などを企画してきたが、「男女平等に反対する団体や市議らの中傷が相次ぎ、辞めさせるために常勤に切り替えた」と三井さんは主張する。市は「裁判中なのでコメントは控える」とするが、準備書面などでは「嫌がらせには厳然と対応した」と反論。非常勤館長制は、開館時のPRに著名人が必要だったためという。昨年9月の地裁判決は、常勤館長選考手続きの公正さには疑念は残るが、「慰謝料を払うほどの違法性は認められない」と請求を棄却、三井さんは控訴した。「非常勤は都合が悪くなれば排除は簡単。館長から一線まで非常勤が現場を担う女性センターは多い。これで筋の通った女性政策を貫けない」と三井さんは言う。

(朝日新聞大阪版にも2008年1月15日に、同じ記事が掲載されました)

みなさん、傍聴に来てください！ **同封の葉書に出欠の返事をお願いします。**

2月26日(火) 10:00～ 大阪高裁 74号法廷(大阪地裁の隣りです)
大阪地裁正面玄関9:45集合です。

法廷後は「弁護士解説付き交流会」へどうぞ参加ください。

★控訴審の争点とゆくえ 於：大阪弁護士会館

「すてっぷ裁判を考える豊中市民の会」が誕生！

2008年1月22日、豊中市立福祉会館において、「すてっぷ裁判を支える豊中市民の会」が発足しました。三井さんが提訴してから3年になり、第一審の判決も出ました。

しかし、肝心の豊中の人たちはことの真相を知らされていません。おそらく情報規制や言論統制がなされていると思われます。そこで、「この事件を広く市民に知らせるとともに、豊中市をよく知る人たちから、弁護団に対して提案もできるようにしよう！」との趣旨で、「すてっぷ裁判を考える豊中市民の会」が作られました。

三井マリ子さんの報告会予定 「さあ高裁、逆転勝訴へ！」

ご近隣の方、お知り合いを誘って是非駆けつけてください。

★東京 第7回「女政のえん」リレートーク

ゲストスピーカー 三井マリ子さん

日時 2008年2月23日(土) 16:00～18:00

会場 ゆうきの食卓・花のえん(旧じょあん)

連絡先 東京都渋谷区道玄坂2-16-19 都路ビル3F tel/fax: 03-3464-7163

要予約 トーク2000円+2次会3000円

★仙台 三井マリ子さんによる「館長雇止め・バックラッシュ裁判報告会」

日時 2008年3月1日(土) 14:00～16:30

会場 仙台市市民活動サポートセンター研修室5

会場費 500円

主催 新たな教職員評価制度を許さない会(伊藤由子代表: 0229-63-5660)
「教育労働ネットワーク」編集委員会(佐藤進: 022-246-3073)

★名古屋 「ストップザ非常勤使い捨て ストップザバックラッシュ」(仮題)

日時 2008年4月13日(日) 13:30～16:00

場所 名古屋市男女共同参画推進センター“つながれっとNAGOYA”

主催 ワーキングウーマン、ファイトバックの会@名古屋

連絡先 岡田: 052-793-4304 吉川: 052-831-1666

各地で行われた報告会で支援の輪が広がっています。

★12月8日大阪報告会 宮地弁護士の一審判決の徹底批判を聞くことができました。

★1月19日東京報告会 会場に溢れるほどの人が参加、ゲストスピーカーの話にききいりました。